

議案第 5 号

西海市交通船使用条例の一部を改正する条例の制定について

西海市交通船使用条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市交通船使用条例の一部を改正する条例

西海市交通船使用条例（平成17年西海市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条中「一般旅客運賃」の次に「（第21条に規定する小児の運賃を含む。第14条第 1 項を除き以下同じ。）」を加える。

第21条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定中「一般旅客運賃」を「別表第 1 に規定する額」に改める。

別表第 2 定期旅客運賃の割引の表中「4 割引」を「3 割 5 分引」に、「6 割引」を「4 割引」に、「4 割 3 分引」を「3 割 8 分引」に、「6 割 2 分引」を「4 割 5 分引」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

新旧対照表

西海市交通船使用条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市交通船使用条例 平成17年4月1日 西海市条例第20号 第1条～第11条 (略) (運賃の種類) 第12条 交通船の運賃は、旅客にあつては一般旅客運賃（第21条に規定する小児の運賃を含む。第14条第1項を除き以下同じ。）、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃、一般団体旅客運賃、学生団体旅客運賃及び回数旅客運賃とし、手荷物にあつては受託手荷物運賃及び特殊手荷物運賃とし、小荷物にあつては小荷物運賃とする。 第13条～第20条 (略) (小児の運賃) 第21条 小児の運賃は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 1歳以上で小学校に就学していない小児が、一般旅客に同伴されて乗船する場合（団体として乗船する場合を除く。）は、1人に限り無料、1人を超える場合は、1人につき別表第1に規定する額の2分の1	西海市交通船使用条例 平成17年4月1日 西海市条例第20号 第1条～第11条 (略) (運賃の種類) 第12条 交通船の運賃は、旅客にあつては一般旅客運賃、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃、一般団体旅客運賃、学生団体旅客運賃及び回数旅客運賃とし、手荷物にあつては受託手荷物運賃及び特殊手荷物運賃とし、小荷物にあつては小荷物運賃とする。 第13条～第20条 (略) (小児の運賃) 第21条 小児の運賃は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 1歳以上で小学校に就学していない小児が、一般旅客に同伴されて乗船する場合（団体として乗船する場合を除く。）は、1人に限り無料、1人を超える場合は、1人につき一般旅客運賃の2分の1

新	旧																										
(3) 1歳以上で小学校に就学していない小児が一般旅客に同伴されずに、又は団体として乗船する場合は、1人につき<u>別表第1に規定する額の2分の1</u> (4) 小学校に就学している小児は、1人につき<u>別表第1に規定する額の2分の1</u> 2 (略) 第22条～第35条 (略) 別表第1 (略) 別表第2 (第15条関係) 定期旅客運賃の割引	(3) 1歳以上で小学校に就学していない小児が一般旅客に同伴されずに、又は団体として乗船する場合は、1人につき<u>一般旅客運賃の2分の1</u> (4) 小学校に就学している小児は、1人につき<u>一般旅客運賃の2分の1</u> 2 (略) 第22条～第35条 (略) 別表第1 (略) 別表第2 (第15条関係) 定期旅客運賃の割引																										
<table><tr><th>通用期間区分</th><th>目的区分</th><th>割引率</th></tr><tr><td rowspan="2">1 箇月</td><td>通勤</td><td>一般旅客運賃の<u>3割5分引</u></td></tr><tr><td>通学</td><td>一般旅客運賃の<u>4割引</u></td></tr><tr><td rowspan="2">3 箇月</td><td>通勤</td><td>一般旅客運賃の<u>3割8分引</u></td></tr><tr><td>通学</td><td>一般旅客運賃の<u>4割5分引</u></td></tr></table>	通用期間区分	目的区分	割引率	1 箇月	通勤	一般旅客運賃の <u>3割5分引</u>	通学	一般旅客運賃の <u>4割引</u>	3 箇月	通勤	一般旅客運賃の <u>3割8分引</u>	通学	一般旅客運賃の <u>4割5分引</u>	<table><tr><th>通用期間区分</th><th>目的区分</th><th>割引率</th></tr><tr><td rowspan="2">1 箇月</td><td>通勤</td><td>一般旅客運賃の<u>4割引</u></td></tr><tr><td>通学</td><td>一般旅客運賃の<u>6割引</u></td></tr><tr><td rowspan="2">3 箇月</td><td>通勤</td><td>一般旅客運賃の<u>4割3分引</u></td></tr><tr><td>通学</td><td>一般旅客運賃の<u>6割2分引</u></td></tr></table>	通用期間区分	目的区分	割引率	1 箇月	通勤	一般旅客運賃の <u>4割引</u>	通学	一般旅客運賃の <u>6割引</u>	3 箇月	通勤	一般旅客運賃の <u>4割3分引</u>	通学	一般旅客運賃の <u>6割2分引</u>
通用期間区分	目的区分	割引率																									
1 箇月	通勤	一般旅客運賃の <u>3割5分引</u>																									
	通学	一般旅客運賃の <u>4割引</u>																									
3 箇月	通勤	一般旅客運賃の <u>3割8分引</u>																									
	通学	一般旅客運賃の <u>4割5分引</u>																									
通用期間区分	目的区分	割引率																									
1 箇月	通勤	一般旅客運賃の <u>4割引</u>																									
	通学	一般旅客運賃の <u>6割引</u>																									
3 箇月	通勤	一般旅客運賃の <u>4割3分引</u>																									
	通学	一般旅客運賃の <u>6割2分引</u>																									
別表第3 (略)	別表第3 (略)																										

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。